

# 女性活躍推進法第 19 条第 6 項に基づく取組の実施状況及び第 21 条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

## 《職業生活における機会の提供に関する実績》

### (1) 採用者等に占める女性比率

		採用者
令和 5 年度	教育職員	49.1%
	行政職員	41.9%
令和 6 年度	教育職員	54.3%
	行政職員	42.9%

※ 教育職員については、令和 5 年度は令和 6 年 4 月 1 日付教員採用候補者選考、令和 6 年度は令和 7 年 4 月 1 日付教員採用候補者選考をさす。

### (2) 職員に占める女性職員の割合

		女性職員
令和 6 年 4 月 1 日	教育職員	53.1%
	行政職員	57.7%
令和 7 年 4 月 1 日	教育職員	53.1%
	行政職員	58.4%

### (3) 都職員の職層別女性比率及びその伸び率

#### 〈教育職員〉

	6 級職	5 級職	管理職計	4 級職	3 級職	2 級職	1 級職	総計
令和 6 年 4 月 1 日	20.8%	28.3%	24.7%	31.3%	60.3%	55.8%	46.6%	53.1%
令和 7 年 4 月 1 日	21.6%	28.7%	25.4%	30.6%	60.2%	55.8%	46.5%	53.1%
伸び率	0.8% <small>※</small>	0.4% <small>※</small>	0.7% <small>※</small>	-0.7% <small>※</small>	-0.1% <small>※</small>	0.0% <small>※</small>	-0.1% <small>※</small>	0.0% <small>※</small>

#### (主な取組内容)

- 平成 30 年度から、教育管理職選考（一般区分）等について、育児休業を取得中の職員が受験できるよう制度改正を実施
- 令和 2 年度から、教育管理職選考（推薦区分）等について、育児休業を取得中の職員が受験できるよう制度改正を実施。また、配偶者同行休業期間中の職員についても、育児休業を取得中の職員と同様に昇任選考の受験を可能とした。

〈行政職員〉

	局長級	部長級	課長級	管理職計	課長代理級	主任・主事級	総計
令和6年4月1日	19.2%	15.9%	18.9%	18.3%	30.5%	38.5%	35.2%
令和7年4月1日	19.7%	15.0%	19.3%	18.4%	30.8%	39.5%	35.9%
伸び率	0.5% <small>増</small>	-0.9% <small>増</small>	0.4% <small>増</small>	0.1% <small>増</small>	0.3% <small>増</small>	1.0% <small>増</small>	0.7% <small>増</small>

(主な取組内容)

- ・平成30年度から、管理職選考種別Aについて、育児休業等を取得中の職員が筆記考査（択一）を受験できるように制度改正を実施
- ・令和元年度から、管理職選考について、育児休業等を取得中の職員が全ての試験を受験できるよう制度改正を実施
- ・令和2年度から、職員がキャリア形成等について管理職等へ相談できる取組（キャリア・メンター制度）を実施
- ・令和4年度から、主任級選考について、教養問題の成績が一定の基準に達した場合の受験免除期間を3年間から5年間に延長する制度改正を実施
- ・令和6年度は、主任級職選考について、受験負担軽減の観点から、一部資格試験化を行うとともに、ライフステージや業務の繁忙などの個々の事情に合わせたタイミングで受検できるように見直しを実施（テストセンター方式）

(4) 中途採用の男女比率

		男性職員	女性職員
令和7年4月1日	教育職員	41.8%	58.2%
	行政職員	69.6%	30.4%

※ 教育職員については、社会人経験者を対象とした教員採用候補者選考の特例選考で採用した男女比率

※ 行政職員については、キャリア活用採用選考及び経験者採用選考（同一年度実施分）で採用した男女比率

(5) 職業生活に関する機会の提供に資する制度の概要

・セクシュアル・ハラスメント等対策の整備状況

ハラスメント防止基本方針を教職員に周知するとともに、資料の配布や防止月間の実施等の取組により、職員への意識啓発を実施。また、ハラスメント相談窓口を設置しており、教職員が安心して相談できる環境を整備

・中途採用の概要

教員採用候補者選考において、民間企業での勤務経験がある者など、社会人経験者を対象とした特例選考を実施

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 職員の平均勤続年数

		男性職員	女性職員
令和6年4月1日	教育職員	12.1年	13.0年
	行政職員	17.8年	17.1年
令和7年4月1日	教育職員	11.7年	12.7年
	行政職員	17.2年	16.4年

(2) 職員一人あたりの超勤時間（月平均）

	行政職員
令和5年度	9.5時間
令和6年度	9.6時間

※（参考）教育職員の時間外労働の状況

令和7年度学校における働き方改革の進捗及び今後の展開について 2頁（都教委HPリンク）

URL：<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kyoiku/-67>

(3) 育児休業取得率

		男性職員	女性職員
令和5年度	教育職員	65.7%	111.2%
	行政職員	85.4%	112.2%
令和6年度	教育職員	72.9%	100.7%
	行政職員	114.7%	97.9%

※ 「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に対する「当該年度以前に取得可能となった者も含め、新たに取得した者」の割合とする国と同様の方法で算出。そのため、100%を超えることがある。

<男性職員の育児取得率（1週間以上の取得期間）>

		取得率
令和6年度	行政職員	108.8%

(4) 出産支援休暇及び育児参加休暇の取得率及び合計取得日数の分布状況

〈出産支援休暇又は育児参加休暇の取得率〉

		出産支援休暇	育児参加休暇
令和5年	教育職員	86.5%	67.0%
	行政職員	87.8%	79.6%
令和6年	教育職員	83.4%	62.3%
	行政職員	86.7%	71.4%

〈合計取得日数の分布状況〉

		0～4日	5～7日
令和6年	教育職員	69.3%	30.7%
	行政職員	42.2%	57.8%

(5) 職員の年次有給休暇の平均取得状況

		平均取得日数
令和6年	教育職員	16.4日
	行政職員	15.3日

- ※ 教育職員の年次有給休暇の平均取得日数は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの実績
- ※ 行政職員の年次有給休暇の平均取得日数は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの実績

(6) 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要

- ・在宅勤務型テレワークについては、本庁職場において令和元年度から本格実施。また、令和2年1月から、育児、介護及び妊娠中の職員並びに負傷、疾病及び障害により通勤の負担が大きい職員を優先して承認。
- ・都立学校においては、新型コロナウイルス感染症対策として、当面の間、校務に支障のない範囲で在宅勤務を実施していたが、令和5年度から在宅勤務型テレワークを導入。
- ・時差勤務については、本庁職場においては、午前7時始業から午前11時始業まで30分ごとに9つの勤務時間帯を設定し、学校職場においては、正規の勤務時間の割振りに加えて、学校ごとに正規の勤務時間から15分前及び後ろ、30分前及び後ろ、60分前及び後ろ、90分前及び後ろ、120分前及び後ろの中から3つ以上5つ以下の勤務時間の割振りを設定。
- ・フレックスタイム制については、平成30年度から本庁職場において導入。令和7年度からは毎週週休日を追加できることとし、週休3日で働くこともできる制度としている。